

国民の保護に関する基本指針の変更概要

- (1) 電力広域的運営推進機関が指定公共機関に追加されたことに伴い、同機関を電力の需給状況に応じた指示等を行う主体とする記述の追加
- (2) 那覇海上保安部の設立に伴う整理
- (3) 防災基本計画の修正（平成27年7月7日）や原子力災害対策指針の改正（平成27年4月22日）等に基づく用語の整理
- (4) その他用語の適正化のための技術的修正等